

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和6年3月26日(火) 午後2時29分～午後2時44分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 谷平敬子 副委員長 須藤智子 委員 梅村 均  
委員 水野忠三 委員 大野慎治 委員 塚崎海緒  
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、総務部専門監 齋藤元英  
秘書企画課長 秋田伸裕、同統括主査 宇佐見信仁、行政課長 佐野剛、同主幹 井手上豊彦、税務課長 古田佳代子、同主幹 佐野亜矢、維持管理課長 田中伸行、同統括主査 寺尾健二

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 御嶽千夏

#### 付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第36号	岩倉市税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第37号	岩倉市都市計画税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第40号	岩倉市道路線の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第41号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決

◎委員長（谷平敬子君） ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案4件であります。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 諸日程の都合により、今回も追加で議案をお願いするということでございます。

最終日の慌ただしい中でございますけれども、御不明な点については丁寧に対応してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

◎委員長（谷平敬子君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第36号「岩倉市税条例の一部改正について」を議題とします。当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 国のいろいろな施策によって、今回、最終日に条例の改正ということで、自治体にとっては、議会も大変ですけど、市も大変だなというふうに思っていますのでよろしくお願ひします。

それで、お聞きしたいのは住民税の定額減税について、個人住民税の定額減税で、減税の実施方法のイメージということで説明資料のほうにはありません。

それで、給与特別徴収の場合ですけど、これでいきますと6月分を徴収しないで定額減税した後の額を11か月で割って徴収していくという、そういうやり方だということだもんですから、場合によっては毎月のその徴収額というのが増える人もいるし減る人もいるという、そういう見方でよろしいでしょうか。ちょっと説明をお願いしたいと思います。

◎税務課主幹（佐野亜矢君） 今おっしゃるとおりでして、給与所得者の減税については6月分は徴収せずに7月からの11か月で減税したり、残りの住民税額を均等に振り割って徴収いたしますので、税額によりましては人によって一月分が増える方も見えます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

市税条例というのは非常に難しく、毎回議案説明を聞いていてもなかなか理解するのが難しいところがあると思います。特に新人の議員はしっかり

勉強する必要があるかなというふうに思っていますが、次に土地に係る固定資産税の負担調整措置について。この際ですから、私も最初の頃は理解するのに非常に難しかったですけど、この負担調整措置の制度についてまずちょっと説明を簡単に分かりやすくしていただけないでしょうか。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 固定資産税というのは、3年に1回評価替えを行います。毎年やらないのは、事務が大変だからということもあって3年に1回となっています。これによって価格の変化を税額のほうに反映していくんですが、現在、平成6年度以降、地価公示価格の大体7割をめどとして評価をしています。

土地の価格が上昇をしたときにそのまま税額に反映させると税額が急が高くなってしまいますので、負担調整措置というのは評価額が急激に上昇した場合に税の負担の上昇を5%程度に抑えるための仕組みです。納税者の負担感に配慮しつつ公平な税負担をするためということで、平成9年度の評価替え以降、3年ごとに延長をしております。

◎**委員（木村冬樹君）** という制度です。ありがとうございます。

これはどうでしょうかね。もうずっとこれは負担調整措置というのが続いてきているわけですけど、今回は令和8年度までですけど、こういった負担調整措置というのは当面の間続くという、そういう見方をされていていいものなのかどうか、その点について教えてください。

◎**税務課長（古田佳代子君）** 3年ごとの評価替えの前に、税制改正の中で毎回議論はされております。

もともとその負担調整措置をしていてこの評価額の7割というのに段々近づいてきていたんですが、ここ数年またちょっとばらつきが見られるということで、当面は継続になると考えております。

◎**委員長（谷平敬子君）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（谷平敬子君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（谷平敬子君）** 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎**委員長（谷平敬子君）** 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第36号「岩倉市税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第36号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第37号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） すみません、ちょっと私ついていけないくて。

先ほども一緒なんですけど、4月、ごめんなさい、まだ国会で可決成立していないものを今その審議をやっていることが、ちょっと私は今ついていけないんですけど、これは通常こういうものでしょうか。

◎税務課長（古田佳代子君） 本来であれば、法律が成立してから条例改正すべきなんですけれども、例えば固定資産税の場合、岩倉市は4月1日付で納税通知書を送っております。また、個人住民税に関しては、特別徴収の方だと5月に納税通知書を送っております。なので、法案が成立してから議会に諮ると少しそこが間に合わなくなってしまうので、ちょっと早めなんですけれども、3月のこの追加で上程をさせていただきます。

例年なんですけど、3月末までには大体可決して交付されて、4月1日に施行となっております。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますけど、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第37号「岩倉市都市計画税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第37号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第40号「岩倉市道路線の廃止について」を議題とします。当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第40号「岩倉市道路線の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第40号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第41号「岩倉市道路線の認定について」を議題とします。当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 新しく道路認定がされるということで、新しい部分についてちょっと教えていただきたいんですけど、延長の距離は明らかで分かるんですけど、幅員がちょっとどの辺がどのぐらいなのかというのが分

かりにくい図になっていますので、少しどこまでなんだよということが分かるような説明をしていただきたいというふうに思います。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） 最大幅員の16.57メートルというところがあるんですが、こちらはちょうど希望の家の前の辺りなんですけれども、こちらの部分がちょっと広がっておりまして、こちらが最大となります。

最小幅員の10メートルですが、ちょうど真ん中辺といいますか、道路の隅切りから隅切り、中間部分が10メートルの幅員になっていますので、隅切りを除いた部分のところが10メートルの最低幅員となります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。大体分かるんですけど、この図だどこまでが岩倉市の道路なのかというところが分からないところが少しあるものですから。

クリーンセンターの門の辺りのところの、一番この道路の延長のところが一番北の端、西の端という、そういう見方で、あとはこの図に示されているというところを見ていいということでしょうか。お願いします。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） あくまでも路線図というのは線を表しているの、ちょっと幅員までは示すことはなかなか難しいんですが、今おっしゃられたとおり、愛北クリーンセンターの前の辺りが一番広い部分になります。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第41号「岩倉市道路線の認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第41号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと

決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。